

水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止又は制限に関する検討会  
第9回検討会議事要旨

1. 日 時

平成28年9月21日（水）14:00～16:00

2. 場 所

首都高速道路株式会社 本社 4階 第一会議室

3. 出席者

別紙のとおり

4. 議 事

- ・ 阪神高速大和川第一トンネル及び首都高速横浜環状北線トンネルにおける危険物積載車両の通行規制の実施の可否について、事務局から説明後、審議が行われた。
- ・ 審議の結果、
  - ①大和川第一トンネルについては、危険物積載車両の通行の禁止又は制限を行わないことが妥当である。
  - ②横浜環状北線トンネルについては、危険物積載車両の通行を禁止又は制限を行うことが妥当である。とされた。
- ・ 委員からの主な意見は、
  - ①通行規制実施の可否を判断する際のツールとしてリスクアセスメントの利用についての意見があった。
  - ②通行時間の制限などの条件を設け危険物積載車両の通行を許可している海岸の事例などを参考にし、柔軟な対応をした時のメリットや、リスク回避のための対応の検討が、今後必要になってくるとの意見があった。
- ・ また、資料内容をわかりやすくするために文言の表現について意見が出され、資料の一部を修正することとした。

以 上